



(照会先)

厚生労働省 大臣官房 会計課

担当：榊原 毅 (内線7153)

担当：西平賢哉 (内線7159)

代表：03-5253-1111

## 平成22年度厚生労働省所管予算に係る概算要求基準について

### I. 年金・医療等に係る経費

前年度当初予算額に1兆900億円（他省庁分100億円を含む）を加算した額  
（自然増全額がそのまま認められ、削減はなし）

※ 自然増経費について、可能な範囲で効率化に努め、その範囲内で社会保障を充実

※ 年金・医療等に係る経費等特定の経費に関連して、新たな安定財源が確保された場合の取扱いについては、予算編成過程で検討

### II. 予算配分の重点化促進のための加算

「経済危機対応等特別措置」（3500億円の範囲内）として、「基本方針2009」に規定された「当面の「最優先課題」」、「成長力の強化」、「安心社会の実現」等のうち、緊急性や政策効果が特に高い施策に対して重点配分

### III. 予算編成過程における別途検討事項

- 新たな年金記録管理体制の確立に係る経費
  - 高齢者医療の円滑運営対策に係る経費
- 等

### IV. その他

#### (1) 公共事業関係費

- ・ 前年度予算額から▲3%減

#### (2) その他経費（I及び(1)以外の経費のうち、人件費及び義務的経費を除く経費）

##### ○ 科学技術振興費

- ・ 前年度予算額と同額

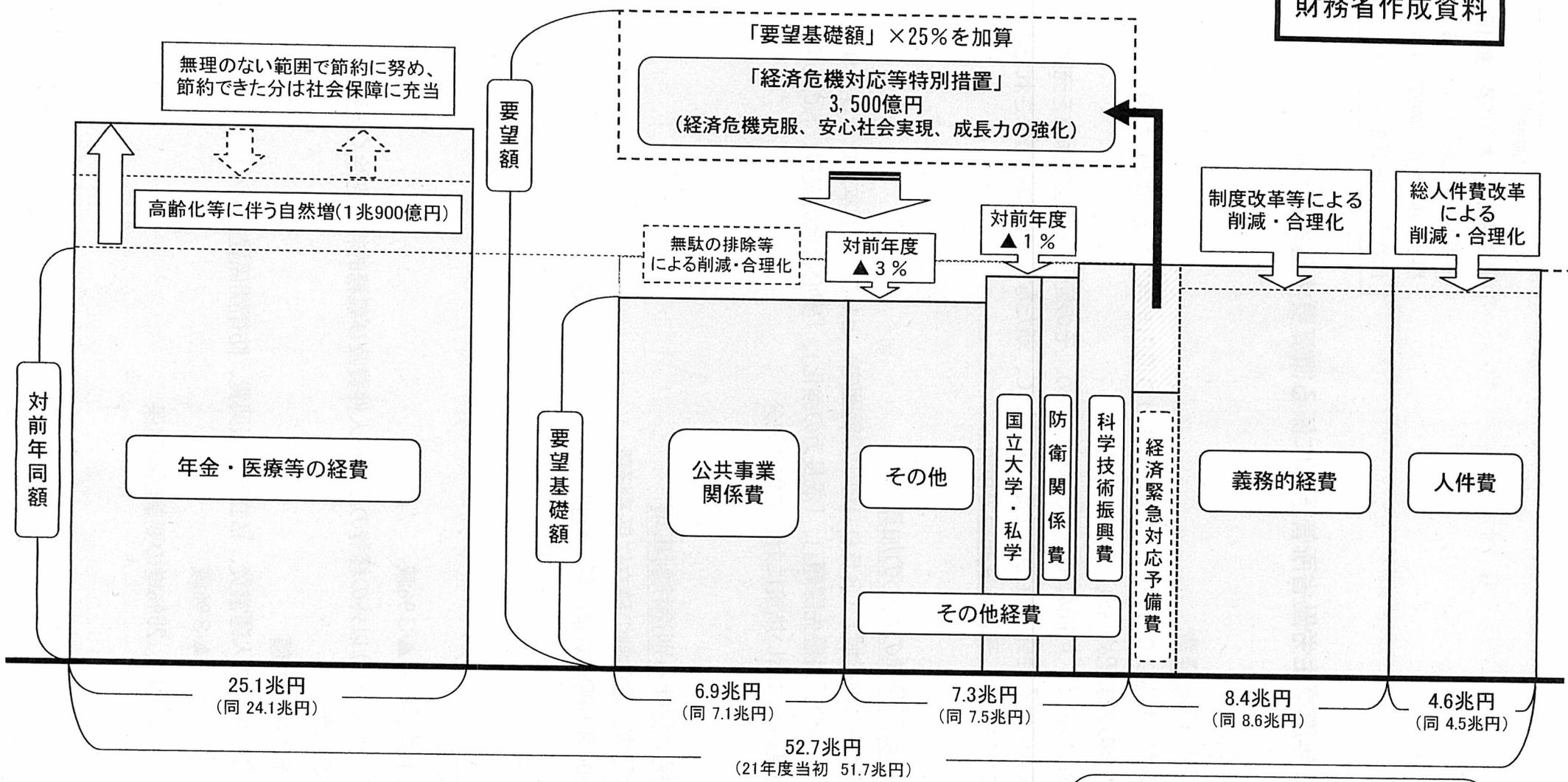
##### ○ その他（国立大学法人運営費、私立学校振興費、防衛関係費を除く）

- ・ 前年度予算額から▲3%減

#### (3) (1)及び(2)については、25%増の要望額を確保

# 平成22年度一般歳出の概算要求基準の考え方

財務省作成資料



※ 「経済危機対応等特別措置」とは、経済社会状況への対応等として「基本方針2009」の第1章4.(3)「当面の「最優先課題」」、第2章「成長力の強化」、第3章「安心社会の実現」等に掲げられたもののうち、緊急性や政策効果が特に高い施策に必要な経費として加算するもの。

(参考) 22年度概算要求基準の増減額

年金・医療等の経費	+ 10,900 億円
公共事業関係費	▲ 2,100 億円
その他経費	▲ 1,400 億円
経済危機対応等特別措置	+ 3,500 億円
経済緊急対応予備費	▲ 3,500 億円
特殊要因加減算等	+ 2,000 億円
合計	+ 9,400 億円

# 平成 22 年度概算要求基準のポイント

## 1. 基本的考え方

- 平成 22 年度予算においては、無駄の排除など歳出改革を継続しつつ、安心・安全を確保するために社会保障の必要な修復をするなど安心と活力の両立を目指して現下の経済社会状況への必要な対応等を行う。
- このため、「基本方針 2009」を踏まえ、持続的な経済成長と財政健全化の両立を図る観点から、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、真に必要なニーズにこたえるための財源の思い切った重点配分を行う。また、国債発行額についても極力抑制する。

## 2. 具体的な枠組み

「基本方針 2006」等を踏まえ、歳出改革を継続するとともに、現下の経済社会状況への必要な対応等を行う。このため、

- ① 社会保障については、自然増（1 兆 900 億円）を認める。
- ② 「経済危機対応等特別措置」（3,500 億円）を新設する。

### (1) 社会保障関係

- 年金・医療等については、1 兆 900 億円の増（自然増）。その際、無理のない範囲で節約に努め、節約できた分は社会保障に充当。

### (2) 公共事業・その他経費

- 上記を踏まえ、無駄の排除などこれまでの歳出改革を継続していく。
- 経済危機的状況に照らし、果断な対応を適時適切に図るための臨時の措置として、「経済危機対応等特別措置」（3,500 億円）を新設。経済危機克服、安心社会の実現、成長力の強化等、「基本方針 2009」で示された重点課題のうち、緊急性や政策効果が特に高い施策に対して重点配分。特別措置の規模については、最終的には、年末の経済状況を踏まえ決定。なお、特別措置の財源は経済緊急対応予備費（1 兆円）より捻出。
- 公共事業関係費及びその他経費については、25%増の要望額を確保。

### (3) 義務的経費等

- 義務的経費は、前年度予算額と同額。ただし、特殊要因（21 年度予算に比して、衆議院議員選挙に必要な経費の減、参議院議員選挙に必要な経費の増など）については加減算。
- 人件費については、総人件費改革の内容について着実に実現。また、人事院勧告を踏まえた見直しを行う。

### 3. 各経費の重点化・効率化等

- 各経費の重点化・効率化に当たっては、「当面の『最優先課題』」、成長力の強化、安心社会の実現等、「基本方針 2009」に示された重点施策を推進。
- 「基本方針 2009」を踏まえ、不断の行政改革の推進と無駄排除の徹底を継続。
- 独立行政法人については、「整理合理化計画」に盛り込まれた事項を着実に実施。これにより運営費交付金等を抑制。
- 公益法人向け支出については、国民の視点に立って無駄を根絶し、支出を縮減する観点から徹底して見直し。
- 補助金等により造成された基金については、執行状況等について透明性を確保するなど徹底して見直し。
- 地方向け国庫補助負担金（年金・医療等を除く）について、必要な見直しを行い抑制。
- 特別会計についても、一般会計と同様、個別の事務・事業を徹底的に見直し、合理化・効率化を推進。

### 4. 別途検討事項

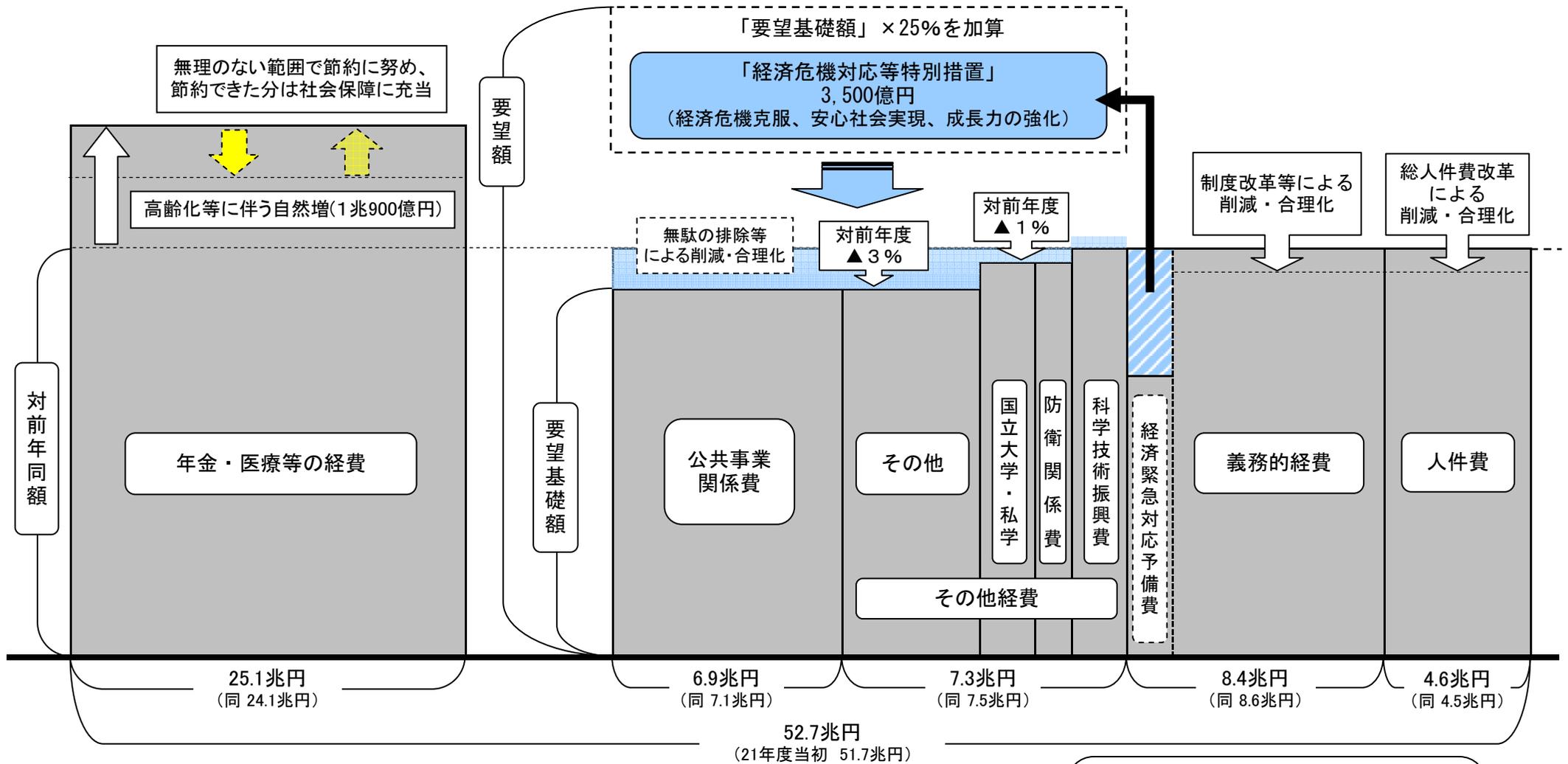
- 防衛関係費の更なる合理化・効率化を行ってもなお、地元の負担軽減の実施に支障が生じると見込まれる場合の米軍再編経費について、予算編成過程において検討。
- 高齢者医療の円滑な運営に係る対策につき国が負担することとなる経費の平成 22 年度における取扱いについては、予算編成過程において検討。

等

### 5. 要求期限

- 要求・要望に当たっては 8 月末日の期限を厳守。

# 平成22年度一般歳出の概算要求基準の考え方



※ 「経済危機対応等特別措置」とは、経済社会状況への対応等として「基本方針2009」の第1章4.(3)「当面の「最優先課題」」、第2章「成長力の強化」、第3章「安心社会の実現」等に掲げられたもののうち、緊急性や政策効果が特に高い施策に必要な経費として加算するもの。

(参考) 22年度概算要求基準の増減額

年金・医療等の経費	+10,900億円
公共事業関係費	▲2,100億円
その他経費	▲1,400億円
経済危機対応等特別措置	+3,500億円
経済緊急対応予備費	▲3,500億円
特殊要因加減算等	+2,000億円
合計	+9,400億円